

■特別加入制度

事業主の方も実情として現場で作業につく場合、労働者に準じて労災保険に特別に加入できる制度です。（基礎日額が補償金額の基礎となります）

第一種（事業主特別加入）

1. 元請・下請の事業主（年間 100 日以上労働者を使用しようとする事業主）

2. 事業主の同居の家族従事者

（※建築事業の場合、保険料率 13/1000）

基礎日額	賃金	保険料
6,000 円	2,190,000 円	28,470 円
7,000 円	2,555,000 円	33,215 円
8,000 円	2,920,000 円	37,960 円
9,000 円	3,285,000 円	42,705 円
10,000 円	3,650,000 円	47,450 円
12,000 円	4,380,000 円	56,940 円
14,000 円	5,110,000 円	66,430 円
16,000 円	5,840,000 円	75,920 円
18,000 円	6,570,000 円	85,410 円
20,000 円	7,300,000 円	94,900 円
22,000 円	8,030,000 円	104,390 円
24,000 円	8,760,000 円	113,880 円
25,000 円	9,125,000 円	118,625 円